

佐賀県規則第36号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（徴収金の納入に充てる旨の申出書）</p> <p>第14条 保護法第78条の2第1項又は第2項の規定による申出は、徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第31号）によるものとする。</p> <p>様式第13号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>（別添2 - 1）</p> <p style="text-align: right;">（表面）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">（裏面）</p> <p>略</p> <p>（記入上の注意）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、<u>源泉徴収票、課税証明書</u>等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>（別添2 - 2）</p> <p style="text-align: right;">（表面）</p>	<p>（徴収金の納入に充てる旨の申出書）</p> <p>第14条 保護法第78条の2第1項又は第2項の規定による申出は、徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第31号<u>又は様式第32号</u>）によるものとする。</p> <p>様式第13号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>（別添2 - 1）</p> <p style="text-align: right;">（表面）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">（裏面）</p> <p>略</p> <p>（記入上の注意）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>（別添2 - 2）</p> <p style="text-align: right;">（表面）</p>

改正前	改正後
<p>略 (裏面)</p> <p>略 (記入上の注意)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。</p> <p>(3)～(8) 略 (別添2 - 3)</p> <p>(表面)</p> <p>略 (裏面)</p> <p>略 (記入上の注意)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>様式第31号(第14条関係)</p> <p><u>徴収金の納入に充てる旨の申出書</u></p>	<p>略 (裏面)</p> <p>略 (記入上の注意)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。</p> <p>(3)～(8) 略 (別添2 - 3)</p> <p>(表面)</p> <p>略 (裏面)</p> <p>略 (記入上の注意)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は不要です。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>様式第32号(第14条関係)</p> <p><u>徴収金の納入に充てる旨の申出書(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等</u></p>

改正前	改正後
<p>私は、不実の申告など不正な手段により支援の給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）<u>法第14条第4項</u>においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2に基づき、交付される支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法<u>第78条</u>に基づく徴収金のうち貴保健福祉事務所と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。</p> <p>なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。</p> <p>略</p> <p>私は、本申出に基づき、<u> </u>年<u> </u>月分からの支援給付金品より毎月<u> </u>円を<u> </u>年<u> </u>月<u> </u>日付け費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法<u>第78条</u>の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。</p>	<p><u>及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項</u>においてその例によるものとされた生活保護法<u>第78条第1項</u>の規定に基づく徴収金の場合）</p> <p>私は、不実の申告など不正な手段により支援の給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）<u>第14条第4項</u>においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2に基づき、交付される支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法<u>第78条第1項</u>に基づく徴収金のうち貴保健福祉事務所と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。</p> <p>なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。</p> <p>略</p> <p>私は、本申出に基づき、<u> </u>年<u> </u>月分からの支援給付金品より毎月<u> </u>円を<u> </u>年<u> </u>月<u> </u>日付け費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法<u>第78条第1項</u>の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。</p>

様式第30号の次に次の1様式を加える。

年 月 日

保健福祉事務所長 様

住所

氏名

印

徴収金の納入に充てる旨の申出書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）より、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定に基づき、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。